

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（港湾・漁港漁場工事編）

I 目的

本要領は公共事業の円滑な執行を図るべく、工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

II 対象工事

松江市が発注する屋外で実施する港湾・漁港漁場工事とする。

III 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、安全関係、役務関係、営繕関係、防災・危機管理関係、担い手育成関係）に関するものを対象とする。

IV 適用の範囲

工事現場のに実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

V 積算方法

1. 基本的な考え方

- (1) 現場環境改善費の積算は「港湾土木請負工事積算基準第1章2節2-11（現場環境改善費）」または「漁港漁場関係工事積算基準第1章2節2-11（現場環境改善費）」による。
- (2) 現場環境改善等に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとし、標準的な実施内容を特記仕様書に明示すること。
- (3) 計上する費用は現場環境改善费率計上による金額を基本とし、率計上されるものは、特記仕様書に記載の費目（仮設備関係、安全関係、役務関係、営繕関係、防災・危機管理関係、担い手育成関係）の内容を実施することを基本とした費用を見込むものである。また、実施する内容の選択にあたっては地域の状況・工事内容により、組み合わせで選択すること。
- (4) 特記仕様書に記載の計上費目の内容を受注者が選定し、現場環境改善费率で計算される金額相当分（設計金額×請負比率）を実施することを原則とする。
- (5) 特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でない判断されるものは、実施内容を特記仕様書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に積上げ計上すること。
- (6) 全ての実施内容について、設置した機器等の稼働に係る電気代・燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。

2. 積上げ計上する場合の留意事項

- (1) リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- (2) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- (3) 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

VI 現場環境改善等計画書の提出について

現場環境改善等に係わるすべての工事について、現場環境改善等計画を施工計画書に含めて提出させるとともに、工事完了後において、その実績を写真にて提出させること。

VII 工事成績評定の取り扱いについて

現場環境改善として実施した内容については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

VIII 現場環境改善費の実施事例

取り組み内容の選定にあたっては、本事例にとられることなく、工事規模や地域の状況に応じた内容を選定すること。

【現場環境改善（仮設関係）】

- ・ 小学校付近の通学路において、バリケードや現場事務所等への照明にイルミネーションを施した。
- ・ 現場事務所付近に手作りの柵や壁掛け用の鉢を設け、周辺住民や作業員が親しみやすいようにした。
- ・ 化粧パネルやデザインを入れた仮囲いやガードフェンスを現場に設置した。
- ・ 人工芝やカラーフェンスを使用して仮歩道を設置した。

【現場環境改善（営繕関係）】

- ・ 現場事務所に冷蔵庫、製氷機及び自販機を設置した。
- ・ 作業員の作業環境改善のため、木製テーブルや椅子を用いた屋外休憩所を設置した。
- ・ 現場事務所の休憩所に温水シャワー設備や水洗トイレを設置した。

【現場環境改善（安全関係）】

- ・ 写真や地元キャラクターのデザインを用いた工事用看板を設置した。
- ・ 新規入場者の顔写真入りの標示板を設置した。
- ・ 工事現場付近が携帯電話の圏外地域のため、通信手段として衛星電話を確保した。
- ・ 熱中症対策として、日除けテントやミストファンを設置した。

IX その他

工期設定に際しては、現場環境改善等の準備に必要な期間を考慮すること。